

61 安全保障理事会決議二二三(四)(中央アフリカ制裁措置)(抜粋)

採 択 二〇一四年一月二十八日(安保理第七一〇三回会合)

四月八日官報(外務省告示一二六号)

安全保障理事会は、(中略)欧州連合が中央アフリカ共和国においてMISCA(アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション)を支援するために一時的な軍事行動を行うことを検討する用意があることを歓迎し、二十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡に留意し、

欧州連合による軍事行動の展開を承認する二十四年一月二十二日付けの中央アフリカ共和国暫定当局からの書簡に留意し、中央アフリカ共和国の事態が地域における国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを決定し、

29 国連憲章第七章の下で行動し、以下のとおり決定する。

中央アフリカ共和国における欧州連合軍事行動の任務

43 中央アフリカ共和国において、欧州連合が、二十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡(S/2014/404

五)で言及されているとおり軍事行動を行うことを承認する。

44 欧州連合の軍事行動が、限られた能力及び配備地域の範囲内で初期展開から、及び完全な軍事行動の能力の宣言から六ヶ月間、全ての必要な措置をとることを承認する。

45 欧州連合に対し、中央アフリカ共和国における当該任務の実施について理事会に報告し、その報告を、決議第二千二百二十七号32の規定で言及されているアフリカ連合による報告と調整することを要請する。

